

新型コロナウイルス感染症 対策に関する要望

令和3年11月17日

全国町村長大会

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異株等により、これまで五度にわたる感染拡大を繰り返し、医療体制のひっ迫や経済活動への深刻な影響など、国民生活に大きな不安と混乱を招いてきた。

このような中、国、都道府県及び市町村は心をひとつにしてワクチン接種をはじめとしたあらゆる感染症対策に全力で取り組んできた。

しかしながら、いまだ感染再拡大は予断を許さない状況であり、新たな波に備え、感染者の急増時にも対応できる医療体制の充実・強化やワクチン接種の拡大・追加接種及び重症化を防ぐ治療薬の早期承認・供給といった諸課題を解決していかななければならない。

加えて、コロナ後の社会を見据え、経済再生に向けた社会経済活動を軌道に乗せていく必要がある。困窮する飲食店、観光業者、中小企業、農林漁業者など、地域を支える幅広い業種への継続的な支援が急務となっている。

よって、国においては、一日も早い感染収束と国民の安全・安心な暮らしを実現するため、下記事項の実施・実現について、万全を期すよう強く要望する。

記

I. 医療提供体制の充実・強化

1. 中山間地域や離島等の医療体制が脆弱な町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れ増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下するため、救急搬送体制の整備をはじめ、医療従事者の派遣等、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を強化すること。
2. 急激な感染拡大時に適切な医療が受けられるよう、臨時の医療施設や入院待機施設なども含め病床を万全に確保するための措置を講じること。
また、自宅療養患者が重症化等急変時の際も迅速かつ確実な救急搬送が行えるよう、保健医療・消防・自治体等関係機関の情報共有による連携強化と搬送体制の確保を図るための支援を行うこと。
3. 重症化防止に効果が期待できる中和抗体薬の供給の安定化を図るとともに、国内外で開発が進んでいる軽症者向けの内服治療薬については、安全性等を踏まえ早期に承認を行うこと。

4. 一般病床を感染症病床として転用する場合や軽症者を受け入れる施設の整備等、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、十分な財政措置を講じること。
5. 地域の医療提供体制を維持するため、受診控え等により大幅な減収が生じている医療機関等に対して十分な財政支援措置を講じること。
6. 医療資源の少ない離島や過疎地域では、オンライン診療が有効な手段であることから、情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いを恒久化すること。
7. 変異ウイルスを含めた感染再拡大を防ぐため、PCR検査や抗原検査等の検査体制を戦略的に拡充すること。
8. 感染症対策として、各種健康診断の受診者数を制限していることから、受診機会確保のために行った時間延長や休日実施等によって生じる追加費用について、必要な財政措置を講じること。

II. 迅速・円滑なワクチン接種への対応

1. 全国の町村がワクチン接種を円滑かつ迅速に実施できるよう、希望する量のワクチンを必要な時期に確実に供給するとともに、具体的な供給スケジュールや配分量等を明確に示すこと。
また、3回目以降の追加接種について、その必要性等について国民に丁寧な説明を行うとともに、町村の接種計画の策定に資するよう、接種順位とその対象者等の考え方も併せ、具体的なスケジュールを含めた接種の進め方などを速やかに示すこと。
2. 中山間地域や離島等の条件不利地域において、迅速・円滑なワクチン接種を実施できるよう、医師や看護師の派遣など、広域的な支援体制を強化すること。
また、常駐医師不在地域における接種後の副反応や、時間経過後の重症化等の救急搬送について、国・都道府県の連携による支援体制を強化すること。
3. ワクチン追加接種の実施に当たっては、町村の負担が生じないように、引き続き、全額国費による財政措置を講じること。
4. ワクチン接種証明書については、追加接種も含め発行事務を担う町村において、新たな事務的・財政的負担が極力生じることのないよう、国の責任において万全の措置を行うこと。
また、ワクチン接種証明書の国内活用にあたっては、未接種者に対する偏見や差別が生じないように、必要な対策を講じること。

5. 今後、ワクチン接種に係る新たな事務や継続的な事務が十分想定されることから、QRコードをはじめ身近なデジタル活用等も含め、町村現場が通常業務の一部として無理なく対応できるよう、国・都道府県・市町村を通じた仕組みづくり・体制づくりを構築すること。

Ⅲ. 万全な経済対策の実施

1. 地域経済再生に向けた格段の追加経済対策の実施等

長期にわたり感染拡大が続き、地域経済は疲弊し、多くの業種で危機的状态に陥っていることから、一日も早い地域経済の回復・再生に向け、中小企業、観光・飲食業、農林漁業、交通関係等幅広い事業者への支援や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大幅増額を含む格段の追加経済対策について早期に実施すること。

また、感染拡大防止対策と地域経済対策の両立のための、ワクチン・検査パッケージや第三者認証制度を活用した行動制限の緩和等については、町村等の現場負担に十分留意しつつ、実効ある取組を推進すること。

2. 中小企業・小規模事業者、観光業者等への支援等

(1) 中小企業・小規模事業者に対する支援

今後の感染状況に応じて、新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けた幅広い事業者に向けた支援や、地域の実情を踏まえた実効性のある支援策の展開、要件の緩和等を行うこと。

(2) 事業継続・承継・再生等への支援

資金不足や後継者不足に拍車がかかり、事業の継続・承継・再生を断念することのないよう、資金繰り支援や再生計画策定の支援等を継続・強化すること。

加えて、コロナ後の社会に対応するための事業転換や拡大、海外展開等の取組に積極的な支援を講じること。

(3) 下請け取引の適正化に対する支援

下請中小企業・小規模事業者に対する、買ったたきなど不当な価格低減の要求が行われないよう、発注業者等への周知・管理体制を強化すること。

また、安定的な経営のために企業や消費者への需要喚起を図ること。

(4) 観光及び飲食関連事業者に対する支援

需要の落ち込みが著しい観光及び飲食関連事業者に対し、事業継続や雇用維持のための支援を拡充するとともに、各地域の感染状況やワクチン接種の進展等による制限緩和に応じて地域観光事業支援の拡充や地域の中小事業者にも十分配慮した Go To 事業の改善・再開等により消費喚起・需要拡大策を強化すること。

3. 農林漁業者への支援

- (1) 国産農林水産物の需要の落ち込みや価格下落により収入減となった農林業者、畜産業者、水産業者に対し、価格・収入安定対策や販売促進、需要喚起等により、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続・強化すること。

特に、業務用米の需要減少により米価が下落していることから、需給改善対策を講じること。

- (2) 入国規制による外国人材の不足等に対応するため、労働力の確保に向けた支援を継続し、農林漁業者が安心して生産活動を行い、経営を継続できるよう、万全の対策を講じること。

4. 地域公共交通への支援

住民生活に不可欠な路線バスやコミュニティバス、タクシー、航路等の地域公共交通については、外出自粛等による乗客数の減少が続いていることから、安定的に事業を継続できるよう必要な財政支援を行うこと。

また、感染拡大防止対策にかかる財政支援を強化すること。

5. 防災・減災対策の強化

- (1) 感染防止のための多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を更に強化できるよう、十分な財政支援を講じること。

- (2) 今後、新型コロナウイルス感染症対策が続く中で大規模災害発生時には、医療従事者及び介護従事者の不足が生じ、被災者・避難者に対する医療・福祉サービスが安定的かつ持続的に提供できないことが想定されるため、国・都道府県の連携による広域的な支援体制の強化をはじめとする対策を講じること。

IV. 介護・福祉分野等に係る支援

1. 介護サービスは、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持するうえで不可欠なものであるため、介護サービス事業所が安心して継続的にサービスを提供できるよう、感染防止対策の徹底や介護従事者の確保も含め、引き続ききめ細かい支援を行うこと。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した介護サービス事業所に対し、事業継続のために十分な財政支援を行うこと。

3. 障害福祉サービスを継続的に提供できるよう、障害福祉サービス事業所に対する財政支援を継続するとともに、感染防止対策の徹底と職員確保のための支援を行うこと。
4. 新型コロナウイルスの感染等により介護者が不在となった在宅の高齢者・障害者を一時的に受け入れる施設の設置を促進すること。
5. 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の安定的な運営が確保できるよう、国において必要な財政支援を講じること。
6. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険及び国保・後期高齢者医療制度における保険料の減免に対しては、引き続き、十分な財政支援を講じること。
7. 国保・後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給に係る経費等について、引き続き、十分な財政措置を講じること。

V. 子育て・教育支援施策の実施

1. 子育て支援

- (1) 新型コロナウイルスの影響から生じる生活不安、ストレス等により、DV・虐待のリスクの高まりが懸念されるため、町村及び学校での相談体制及び周知の強化による経費等について引き続き支援すること。

また、スクールカウンセラー等の人材バンクの充実を図ること。

- (2) 子供や保護者との直接的な接触を避けられない中、勤務を継続している保育士及び放課後児童支援員等に対し、処遇改善等を図ること。

2. 児童生徒の学びの保障等

- (1) コロナ禍においてICT教育による学びの格差が生じることを防ぐよう、教員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の実施やGIGAスクールサポーター及びICT支援員の配置を推進すること。

また、低所得者世帯における家庭学習時の通信費補助を継続する等、各家庭での学習支援を充実させること。

- (2) 感染対策による教員の負担軽減のためスクールサポートスタッフ等の人材確保への支援を継続すること。

- (3) 感染症防止対策に必要な物品の確保や施設・設備の整備に係る財政措置を継続・拡充すること。

VI. 孤独・孤立対策等の推進

1. コロナ禍で深刻化している孤独・孤立対策については、国の連絡調整会議やタスクフォース等による議論・検討が進められているが、孤独・孤立対策の戦略や全体像を早期に示し、行政や民間支援団体等の現場における取組を強力に支援すること。
2. 市町村や民間支援団体等が実施する孤独・孤立対策事業について、財政支援を充実すること。また、SNS等によるオンラインや電話、対面による相談の強化・拡充のため、相談員の確保や緊急時の実効ある体制整備に向けた支援を講じること。
3. 生活困窮者に対して国と地方が連携して実施する生活支援、就労支援等に取り組むために必要となる人材確保・育成等について支援を講じること。
4. 子どもの貧困対策として市町村等が実施する学習支援や子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり等地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の確保・拡充を図ること。

VII. 万全な財政対策と国庫補助事業の柔軟な対応

1. 新型コロナウイルス感染症を克服し、地域の安心を一日も早く取り戻せるよう、感染症対策、雇用・経済対策など実効ある対策を積極的に推進するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大幅増額も含め、予備費の活用や今後の補正予算編成等により、切れ目のない対策を行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の落ち込みにより、財政事情が厳しい状況にあることから、町村における財政運営に支障が生じないよう万全な地方財政対策を講じること。
3. 新型コロナウイルス感染症を克服し、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。
また、やむを得ず臨時財政対策債を発行する場合には、国の責任として、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、財政融資資金等を確保すること。

4. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の減免等の税制上の措置により生じる減収分については、国費で確実に全額補填すること。また、短期的な資金手当ての充実はもとより、一般財源の不足等により、各種事業実施が困難とならないよう、減収を補うための地方債等の財政措置を継続すること。
5. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国庫補助金等の交付を受けて実施している事業については、やむを得ず途中で中止や見直しとなる事例が発生している。このため、既に実施した事業に係る交付済みの補助金等については、国庫への返還を不要とすること。
また、工期の遅れ・延期に伴う繰越や事業内容の変更について、柔軟に対応するとともに、事務手続きを簡素化すること。
6. 近年、建設費の高騰等が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼすことのないよう、本年度補正予算の編成も含め、早期に補助率、補助単価等について実態に即した引上げを行うこと。

VIII. 東京一極集中の抜本的是正等

1. 東京一極集中の抜本的是正等

新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減、首都直下型地震等大規模災害からの危機管理等の観点から、東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、重要かつ喫緊な課題であることから、人や経済を地方に呼び込み、都市・農山漁村の交流を活発化させるための各般にわたる異次元の積極的な対策を推進すること。

2. 情報通信基盤の加速的整備促進

住民生活、医療・福祉、教育・文化、産業振興等多様な分野における取組を普及・拡大するために必要となる5Gの全国展開や光ファイバ等情報通信基盤について、条件不利地域も含めた加速的整備促進並びに維持・更新に係る財政支援や人的・技術的支援の一層の拡大・充実を図ること。

3. 地域公共交通ネットワークの構築等

今後、予想される田園回帰の高まりに対応するため、地域公共交通ネットワークの一層の拡充による移動手段の確保や道路整備等の地域交通インフラの整備を加速すること。

IX. その他

個人番号カードを活用したオンライン申請を含め、コンビニ交付等、役場外からの各種行政手続を行うための経費について、財政措置を拡充すること。